

事務補佐員等（障がいをお持ちの方）募集要項

職名及び人数	事務補佐員 若干名
契約期間	2026 年 10 月 1 日以降のできるだけ早い時期～2027 年 3 月 31 日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は 1 年ごとに行うが、更新回数は 3 回、在職できる期間は 2030 年 3 月 31 日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	大学院医学系研究科附属 グローバルナースングリサーチセンター 東大 GNRC オープンラボ（東京都文京区目白台 3-28- 1 0Tonowa Garden 1 階） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	東大 GNRC オープンラボの運営に関する環境整備、事務作業、広報活動等 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
就業日・就業時間	<ul style="list-style-type: none"> 週 5 日（月～金曜日） 1 日 6 時間（9：30～16：15 （※途中休憩 45 分／実働 6 時間） 時間外労働を命じることがある。 勤務時間においては相談に応じる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他センター長が定める日
休暇	年次有給休暇（採用から試用期間 1 4 日経過後付与）、特別休暇（就業規則に基づき付与）
賃金等	時給 1280 円～1380 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手当、期末手当、賞与（年 2 回）
加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<p>1）次に掲げる手帳等の交付を受けている方</p> <p>※下記の手帳等は応募時及び面接日当日において有効であることが必要です。</p> <p>○身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」）もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る。）</p> <p>○都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳</p> <p>2）基本的な PC 操作（Word, Excel, PowerPoint）および SNS（インスタグラム等）への投稿操作ができる方</p>

	<p>3) 人（特に高齢の方、子どもとその保護者など）と関わるのが好きな方</p> <p>4) 東京大学の公共性を尊重し、社会への貢献を意識して意欲的に働ける方</p>
提出書類	<p>1) 履歴書（任意様式）※必ず電子メールアドレスを明記してください。</p> <p>2) 身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳のいずれかのコピー</p> <p>3) 応募理由（任意様式）</p>
提出方法	<p>上記書類を以下の問い合わせ先まで電子メールにて送付して下さい。</p> <p>※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	<p>2026年12月25日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p> <p>※ただし、適任者が見つかり次第、募集を締め切ります。</p> <p>※面接対象者には、E-mailにより面接日時を連絡いたします。</p> <p>※面接に必要な交通費は応募者負担となります。</p>
問い合わせ先	<p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 医学部5号館2階</p> <p>大学院 医学系研究科附属 グローバルナースングリサーチセンター</p> <p>担当：松田、稲垣</p> <p>TEL: 03-5841-3890</p> <p>e-mail: gnrc-admin@m.u-tokyo.ac.jp</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類は返却しません。適切に廃棄いたします。 ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。